

RC-LS, CheckEye DX - 質疑応答 #5503

RCLS：抽出ル | ルテンプレ | ト <皮膚科特定疾患指導管理料の請求漏れ> 追加

2024/11/25 09:37 - 小門 亜優美

상태:	終了	시작시간:	2024/11/25
우선순위:	今すぐ	완료기한:	2024/11/27
담당자:	小門 亜優美	진척도:	100%
범주:		소요 시간:	0.00 시간
顧客ID:	ls10521763	시스템:	RC-LS クラウド
医療機関名:	篠原皮ふ科クリニック	カルテ番号:	-
完了通知日:		診療年月:	00000
医療機関コード:	0521763	業務区分:	修正

설명

医療機関様から追加でお問い合わせです。

抽出ル | ルテンプレ | ト <皮膚科特定疾患指導管理料の請求漏れ>について

対象病名が入ってから一ヶ月経っていないのに上がってくる、エラーが改善していません。

早速のご対応をよろしくお願いいたします。

あと、特定疾患1が、尋常性乾癬なのですが、単なる乾癬でも上がってきます。

乾癬では、特定疾患1がエラーで上がってこないようよろしくお願いいたします。

また、16歳未満のアトピー性皮膚炎には皮膚科特定疾患は算定できません。

よろしければ、もう間近なので、月末のレセプト提出に間に合うようよろしくお願いいたします。

<抽出対象外の項目>

- ・対象病名の診療開始日から1ヶ月経過していないもの
- ・単なる「乾癬」病名
- ・16歳未満のアトピー性皮膚炎

できるだけ早く修正をお願いします。

연결된 일감:	
다음 일감과 관련됨: RC-LS, CheckEye DX - 리리스 # 5307: 클라우드版2024年...	終了 2024/11/18 2024/12/14

이력

- #1 - 2024/11/25 10:37 - 裴 相洵
- 상태를(를) 新規에서 フィードバック(으)로 변경되었습니다.
 - 담당자를(를) 裴 相洵에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

의학적 판단에 따른 사양 제공이 필요할 듯 합니다.

현재 'TMPD02B009, 皮膚科特定疾患療養管理料の請求漏れ' 의 사양은 전에도 전달드린 대로 맨 아래에 '현재 사양'에 기재하겠습니다.

대상병명입니다만, '심상성 건선'은 포함되는 대상병명입니다. (아래 대상 병명리스트 참조)

또한, 사양에는 '대상 병명의 진료 개시일로부터 1개월 경과하지 않은 것' 이나, '16세 미만의 아토피 피부염' 은 제외 는 없습니다.

이러한 내용으로 추출물이 '오류'라고 보는 것은 맞지 않다 생각합니다.

해당 요청 사항은 새로운 새로운 추출물을 생성하거나 해야 한다고 생각합니다.

의학적 판단에 따른 의견 제시와 기존 추출물의 수정에 대해서는 보다 정확하고 명확하게 알려주시면 감사하겠습니다.

회신 부탁드립니다.

'皮膚科特定疾患指導管理料（１）'의 경우는 「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分＝03の病名」が存在する患者	'皮膚科特定疾患指導管理料（２）'의 경우는 「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分＝04の病名」が存在する患者
6900028 紅皮症	0531001 ハント症候群
6944002 紅斑性天疱瘡	0531010 三叉神経帯状疱疹
6944003 尋常性天疱瘡	0531012 帯状疱疹後神経痛
6944005 増殖性天疱瘡	0531013 帯状疱疹神経炎
6944006 天疱瘡	0537002 耳帯状疱疹
6944008 落葉状天疱瘡	0537003 帯状疱疹後ケロイド形成
6945003 類天疱瘡	0539001 外陰部帯状疱疹
6945004 水疱性類天疱瘡	0539002 顔面帯状疱疹
6946007 瘢痕性類天疱瘡	0539006 劇症帯状疱疹
6954003 円板状エリテマトイド	0539013 帯状疱疹
6954022 限局性円板状エリテマトイド	0539018 汎発性帯状疱疹
6958019 皮膚エリテマトイド	6900012 脂漏性皮膚炎
6961002 乾癬性紅皮症	6918001 アトピー性湿疹
6961004 尋常性乾癬	6918002 アトピー性皮膚炎
6961006 滴状乾癬	6918024 成人アトピー性皮膚炎
6961007 膿疱性乾癬	7040016 帯状脱毛症
6961009 乾癬	7040032 円形脱毛症
6961010 掌跖膿疱症	7040034 偽性円形脱毛症
6961012 点状乾癬	7040036 広汎性円形脱毛症
6961013 びまん性乾癬	7573086 出血性じんま疹
6961014 円板状乾癬	8830277 アトピー性神経皮膚炎
6961015 濾胞性乾癬	8830876 壊疽性帯状疱疹
6961017 脂漏性乾癬	8831183 角膜帯状疱疹
6962002 滴状類乾癬	8831980 眼瞼帯状疱疹
6962004 類乾癬	8832064 眼部帯状疱疹
6962007 斑状類乾癬	8832610 胸部帯状疱疹
6970006 扁平苔癬	8832703 巨大じんま疹
6970007 口腔扁平苔癬	8832792 軀幹帯状疱疹
6970009 水疱性扁平苔癬	8833404 口腔帯状疱疹
6982007 痒疹	8833636 後頭部帯状疱疹
7100029 亜急性皮膚エリテマトイド	8834884 脂漏性乳児皮膚炎

7133001 乾癬性関節炎	8835607 尋常性白斑
7571002 尋常性魚鱗癬	8836919 帯状疱疹後三叉神経痛
7571003 先天性魚鱗癬	8836920 帯状疱疹後多発性ニューロパチ
7571005 先天性魚鱗癬様紅皮症	8836921 帯状疱疹後膝神経節炎
7571011 線状魚鱗癬	8836922 帯状疱疹性角結膜炎
7573047 毛孔性扁平苔癬	8836923 帯状疱疹性外耳炎
8830108 L E蝶形皮疹	8836924 帯状疱疹性強膜炎
8830109 L E皮疹	8836925 帯状疱疹性結膜炎
8830764 ウイルソン紅色苔癬	8836926 帯状疱疹性虹彩炎
8830892 エリテマトイド	8836927 帯状疱疹性虹彩毛様体炎
8831324 下腿類乾癬	8836928 帯状疱疹性髄膜炎
8831630 乾癬性脊椎炎	8836929 帯状疱疹性髄膜脳炎
8832032 眼性類天疱瘡	8836930 帯状疱疹性脊髄炎
8832096 顔面尋常性乾癬	8836931 帯状疱疹性脳炎
8832675 局面状乾癬	8836932 帯状疱疹性脳脊髄炎
8832676 局面性類乾癬	8840831 腰殿部帯状疱疹
8832795 軀幹類乾癬	8840835 腰腹帯状疱疹
8832799 屈曲部乾癬	8841304 じんま疹
8833128 結節性痒疹	8841311 アレルギー性じんま疹
8833875 コロジョン児	8841323 コリン性じんま疹
8834298 四肢乾癬	8841351 温熱じんま疹
8834312 四肢尋常性乾癬	8841355 寒冷じんま疹
8834695 小局面状類乾癬	8841356 機械性じんま疹
8834981 深在性エリテマトイド	8841366 周期性再発性じんま疹
8836536 全身の尋常性乾癬	8841370 振動性じんま疹
8836937 苔癬状類乾癬	8841374 人工じんま疹
8837267 大局面状類乾癬	8841381 特発性じんま疹
8838120 頭部尋常性乾癬	8841382 日光じんま疹
8838658 熱帯扁平苔癬	8841393 慢性じんま疹
8838917 破壊性関節炎	8841394 薬物性じんま疹
8839218 肥厚性扁平苔癬	8842601 接触じんま疹
8839845 ブラジル天疱瘡	8846445 不全型ハント症候群
8839960 ヘブラ痒疹	8847200 自己免疫性じんま疹
8840031 ベニエ痒疹	8847262 輸血後じんま疹
8840576 網状類乾癬	8850456 食物アレルギーが関与するアトピー性皮膚炎
8840790 葉状魚鱗癬	
8840843 腰部尋常性乾癬	

8841033	良性粘膜類天疱瘡
8841357	丘疹状じんま疹
8842243	色素性痒疹
8842583	細菌疹
8842799	多形慢性痒疹
8845834	慢性痒疹
8846140	腫瘍随伴性天疱瘡
8846218	疱疹状天疱瘡
8846234	薬剤誘発性天疱瘡
8846362	乾癬性関節炎・肩関節
8846363	乾癬性関節炎・股関節
8846364	乾癬性関節炎・指関節
8846365	乾癬性関節炎・膝関節
8846366	乾癬性関節炎・手関節
8846367	乾癬性関節炎・仙腸関節
8846368	乾癬性関節炎・足関節
8846369	乾癬性関節炎・肘関節
8846418	多発性乾癬性関節炎
8846989	アトピー性紅皮症
8847003	丘疹紅皮症
8847023	湿疹続発性紅皮症
8848438	K I D症候群
8848446	X連鎖性劣性魚鱗癬
8848497	魚鱗癬症候群
8848505	ケラチン症性魚鱗癬
8848566	常染色体劣性先天性魚鱗癬
8848639	道化師様魚鱗癬
8848659	表在性表皮融解性魚鱗癬
8848660	表皮融解性魚鱗癬
8851041	X連鎖性潜性（劣性）魚鱗癬
8851105	常染色体潜性（劣性）先天性魚鱗癬

----- '현재 사양' -----

皮膚科特定疾患指導管理料（１）が未算定の場合に抽出する。

※皮膚科特定疾患指導管理料（１）は月に１回まで算定できる。

①皮膚科特定疾患指導管理料（１）とは「113000910 皮膚科特定疾患指導管理料（１）」である。

②皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定対象患者とは、

外来で、再診料1を算定している患者で、

「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=03の病名」が存在する患者で、

電子点数表の背反関連で、（同一月）の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料（１）で、背反区分が「２」又は「３」の診療行為がある患者を除いた者である。

③CNT1=再診料1の算定回数

④CNT2=皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定回数

⑤CNT3=皮膚科特定疾患指導管理料（１）が算定できない再診料1の算定回数

CTN3とは、

（１）再診料1が算定された同一算定日に、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=03の病名」が存在しない再診料1の回数。

（２）初診料を算定した日から１ヶ月以内の再診料1の回数。

（３）入院基本料を算定してから１ヶ月以内の再診料1の回数。

入院基本料とは、「CC002M1042 入院基本料に含まれる特定疾患療養管理料」のG002である。。

CNT3=（１）+（２）+（３）

⑥CNT4=皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定可能回数

CTN1-CTN3>2の場合、CTN4=2

CTN1-CTN3=

⑦CTN4-CTN2>0の場合に抽出する。

⑧CNT5=皮膚科特定疾患指導管理料（１）の未算定回数 CTN5=CTN4-CTN2

皮膚科特定疾患指導管理料（２）が未算定の場合に抽出する。

※皮膚科特定疾患指導管理料（２）は月に１回まで算定できる。

①皮膚科特定疾患指導管理料（２）とは「113002310 皮膚科特定疾患指導管理料（２）」である。

②皮膚科特定疾患指導管理料（２）の算定対象患者とは、

外来で、再診料1を算定している患者で、

「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=04の病名」が存在する患者で、

電子点数表の背反関連で、（同一月）の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料（２）で、背反区分が「２」又は「３」の診療行為がある患者を除いた者である。

③CNT1=再診料1の算定回数

④CNT2=皮膚科特定疾患指導管理料（２）の算定回数

⑤CNT3=皮膚科特定疾患指導管理料（２）が算定できない再診料1の算定回数

CTN3とは、

（１）再診料1が算定された同一算定日に、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=04の病名」が存在しない再診料1の回数。

（２）初診料を算定した日から１ヶ月以内の再診料1の回数。

（３）入院基本料を算定してから１ヶ月以内の再診料1の回数。

入院基本料とは、「CC002M1042 入院基本料に含まれる特定疾患療養管理料」のG002である。。

CNT3=（１）+（２）+（３）

⑥CNT4=皮膚科特定疾患指導管理料（２）の算定可能回数

CTN1-CTN3>2の場合、CTN4=2

CTN1-CTN3=

⑦CTN4-CTN2>0の場合に抽出する。

⑧CNT5=皮膚科特定疾患指導管理料（2）の未算定回数 CTN5=CTN4-CTN2

#2 - 2024/11/25 11:24 - 小門 亜優美

- 담당자을(를) 小門 亜優美에서 裴 相洵(으)로 변경되었습니다.

Baeさん

・単なる「乾癬」病名 について、
「尋常性乾癬」は対象病名で合っています。

6961009 乾癬 が対象外となります。

・対象病名の診療開始日から1ヶ月経過していないもの について

CNT3に
(2) 初診料を算定した日からから 1 ヶ月以内の再診料1の回数。

の条件が正しく入っていました。

診療点数早見表にも、同じ文言が載っていました。

「対象病名の診療開始日から1ヶ月経過していないもの」が対象外である記載はないので、こちらに対しては修正不要です。

・16歳未満のアトピー性皮膚炎 について

診療点数早見表で、皮膚科特定疾患指導管理料（2）の対象疾患についての記載で

アトピー性皮膚炎は16歳以上の患者が罹患している場合に限る との記載があります。

そのため、16歳未満のアトピー性皮膚炎 は対象外としてください。

下記に通知を引用します。

(2) 皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅰ)の対象となる特定疾患は、天疱瘡、類天疱瘡、エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）、紅皮症、尋常性乾癬、掌蹠膿疱症、先天性魚鱗癬、類乾癬、扁平苔癬並びに結節性痒疹及びその他の痒疹（慢性型で経過が1年以上のものに限る。）であり、皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅱ)の対象となる特定疾患は、帯状疱疹、じんま疹、アトピー性皮膚炎（16歳以上の患者が罹患している場合に限る。）
、尋常性白斑、円形脱毛症及び脂漏性皮膚炎である。ただし、アトピー性皮膚炎については、外用療法を必要とする場合に限り算定できる。

よろしくお願いします。

#3 - 2024/11/25 13:28 - 裴 相洵

- 파일에 picture178-1.png이(가) 추가되었습니다.
- 담당자을(를) 裴 相洵에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

小門 San

정리하니 다시 한번 회신 부탁드립니다.

> 6961009 乾癬 が対象外となります。

-> 대상 병명의 조건은 '皮膚科特定疾患指導管理料 (1)' 의 경우는 '「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=03の病名' 입니다. (Attach File : picture178-1.png)

임의로 제거를 원하십니까? 사양과 맞지 않습니다. 皮膚科特定疾患指導管理料(1),(2)' 에 대한 대상 병명 리스트를 전달해 주시면 하드 코딩하던지, 병명 마스터에서 어떻게 추출하면 되는 지 정확한 사양을 알려 주실 수 있습니까?

> ・対象病名の診療開始日から1ヶ月経過していないもの について

..

> 「対象病名の診療開始日から1ヶ月経過していないもの」が対象外である記載はないので、こちらに対しては修正不要です。

-> '・対象病名の診療開始日から1ヶ月経過していないもの' 건에 대해서는 없던 것으로 알겠습니다.

> ・16歳未満のアトピー性皮膚炎 について

..

-> 16세 연령 체크는 추가 기재해 주신 내용 대로 라면 '피부과특정질환지도관리료(2)' 에 해당 됩니다.

'피부과특정질환지도관리료(1)' 에 대해서는 추가 체크하지 않아도 되는 것인가요?

* 결론 : 병명 정보에 대해서는 확실히 전달해 주시면 반영하겠습니다.

그리고, 연령체크(16세)는 '피부과특정질환지도관리료(2)' 에 대해서 체크하는 것으로 수정하면 되겠습니까?

#4 - 2024/11/25 13:56 - 小門 亜優美

- 담당자을(를) 小門 亜優美에서 裴 相洵(으)로 변경되었습니다.

Baeさん

まとめてくださりありがとうございます。

>임의로 제거를 원하십니까? 사양과 맞지 않습니다. 皮膚科特定疾患指導管理料(1),(2)'에 대한 대상 병명 리스트를 전달해 주시면 하드 코딩하던지, 병명 마스터에서 어떻게 추출하면 되는 지 정확한 사양을 알려 주실 수 있습니까?

この文がよくわからないのですが、

6961009 乾癬が対象外のため、6961009 乾癬のみ削除していただければと思います。

難しいでしょうか？

>16세 연령 체크는 추가 기재해 주신 내용 대로 라면 '피부과특정질환지도관리료(2)'에 해당 됩니다.

'피부과특정질환지도관리료(1)'에 대해서는 추가 체크하지 않아도 되는 것인가요?

「皮膚科特定疾患指導管理料(1)」については追加チェックは必要ありません。

>그리고, 연령체크(16세)는 '피부과특정질환지도관리료(2)'에 대해서 체크하는 것으로 수정하면 되겠습니까?

「皮膚科特定疾患指導管理料(2)」の「アトピー性皮膚炎」のみ年齢チェック(16歳)が必要です。

「アトピー性皮膚炎」以外の傷病名での年齢チェックは必要ありません。

分からないところがあれば、聞いてください。

よろしくお願いします。

#5 - 2024/11/25 14:41 - 裴 相洵

- 담당자을(를) 裴 相洵에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

> この文がよくわからないのですが、

> 6961009 乾癬が対象外のため、6961009 乾癬のみ削除していただければと思います。

--> 무엇이든지 기본 사양에 따라 프로그래밍되도록 하고 있습니다.

어떤 병명, 코드 등을 일일이 다 기재 해서 프로그램 작성하지 않습니다. 특정 조건에 해당되는 정보를 실시간 추출하도록 해야 양이 많더라도 변경 관리가 용이하게 되기 때문입니다.

그런 관점에서 대상 병명을 추출하는 조건은 '병명 기본 마스터' 에서 '특정질환대상구분' 이 '03' (= 皮膚科特定疾患指導管理料 (I) 算定対象) 이 대상 병명으로 인지하고 있습니다.

그런데, 해당 되는 정보 중에서 어느 특정 병명을 제외해 달라는 것이기 때문에 난처한 것입니다.

'6961009 乾癬' 만 제외하면 되는 것이라면 그렇게 하겠습니다만, 다른 예외사항도 있을 수 있으니, 잘 생각해 보시길 바랍니다.

#6 - 2024/11/25 16:31 - 小門 亜優美
- 담당자을(를) 小門 亜優美에서 裴 相洵(으)로 변경되었습니다.

>대상 병명을 추출하는 조건은 '병명 기본 마스터' 에서 '특정질환대상구분' 이 '03' (= 皮膚科特定疾患指導管理料 (I) 算定対象) 이 대상 병명으로 인지하고 있습니다.

そうなのであれば、「病名基本マスタ」の「特定疾患対象区分」の「03」（＝皮膚科特定疾患指導管理料（I）算定対象）に「乾癬」が登録されていることが間違いかと思います。

#2で記載した通知に、ただの「乾癬」の記載はありません。

一度磯崎さんに、#1のリストに除外するべきものが他にもあるか、依頼しましょうか？

#7 - 2024/11/25 17:21 - 裴 相洵
- 담당자을(를) 裴 相洵에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

「乾癬」 이 '병명 기본 마스터' 에 그렇게 등록되어 있는 것은 사실입니다. (첨부 이미지)

생각하신 대로 '磯崎さん' 에게 의뢰해서 의견 전달해 주시면 감사하겠습니다.

#8 - 2024/11/26 09:24 - 小門 亜優美
- 담당자을(를) 小門 亜優美에서 磯崎 康浩 (으)로 변경되었습니다.

磯崎さん

お忙しい中すみませんが、一連のやり取りをお読みいただき、

#1のリスト 皮膚科特定疾患指導管理料 算定の対象病名の中に除外すべき病名がありましたら、

Baeさんに削除の指示をお願いしたいです。

医療機関の先生からは単なる「乾癬」は対象外です、とのお話がありました。

月末が近づいているため、できるだけ早めのご対応をよろしくお願いいたします。

#9 - 2024/11/27 18:49 - 磯崎 康浩

- 담당자을(를) 磯崎 康浩 에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

「乾癬」には、「尋常性乾癬」「滴状乾癬」「膿疱性乾癬」「乾癬性関節炎」「感染性紅皮症」がありますので、「乾癬」のみでは、算定できないように思いますが、

傷病名マスタには、「乾癬」が皮膚科特定疾患指導管理料（I）算定対象となっています。

これは、オフィシャルなものになるので、変更は難しいのではないのでしょうか。

個別対応ができれば、よいですが。

#10 - 2024/11/28 10:03 - 小門 亜優美

- 담당자을(를) 小門 亜優美에서 裊 相洵(으)로 변경되었습니다.

Baeさん

磯崎さんから回答が来ました。

「乾癬」のみでは算定はできないのでは？とのことですが、個別に「乾癬」のみ個別に削除できますか？

また、私の知識不足で申し訳ないのですが、この傷病名マスタは厚労省などが発表しているものになりますか？

#11 - 2024/11/28 13:43 - 裊 相洵

- 담당자을(를) 裊 相洵에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

「乾癬」のみでは算定はできないのでは？とのことですが、個別に「乾癬」のみ個別に削除できますか？

> 앞선 계속해서 말씀 드렸다 시피 마스터 정보가 그러한데, 예외사항을 두는 거는 바람직하지 않습니다.

また、私の知識不足で申し訳ないのですが、この傷病名マスタは厚労省などが発表しているものになりますか？

> 맞습니다만, 자세한 사항은 @朴 San 에게 문의해 주세요.

현재까지 사항으로 「皮膚科特定疾患指導管理料(2)」の「アトピー性皮膚炎」의 병명 환자의 연령이 16세 이상의 건만 확정입니다.

「皮膚科特定疾患指導管理料（Ⅰ）算定対象」「病名基本マスタ」の「特定疾患対象区分」の「03」에 '고정적'으로 (하드코딩) 하여 '6961009 乾癬'를 제외하도록 하겠습니다.

향후 문제나 이의 사항 발생시 꼭 유의 해 주시길 바랍니다.

#12 - 2024/11/28 13:43 - 裴 相洵

- 다음 일감과 관련된됨:에 릴리스 #5307: 클라우드版2024年 12月release (RC-LS, CheckEye DX)이(가) 추가되었습니다.

#13 - 2024/11/28 14:03 - 小門 亜優美

- 담당자을(를) 小門 亜優美에서 磯崎 康浩 (으)로 변경되었습니다.

磯崎さん

>傷病名マスタには、「乾癬」が皮膚科特定疾患指導管理料（Ⅰ）算定対象となっています。

これは、オフィシャルなものになるので、変更は難しいのではないのでしょうか。

私の知識不足で申し訳ないのですが、オフィシャルとは厚労省発表のもの、ということでしょうか？

#14 - 2024/11/28 14:22 - 磯崎 康浩

- 담당자을(를) 磯崎 康浩 에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

その通りです。

[診療報酬情報提供サービス](#)

#15 - 2024/11/28 15:04 - 小門 亜優美

- 담당자을(를) 小門 亜優美에서 裴 相洵(으)로 변경되었습니다.

磯崎さん

回答ありがとうございます。

Baeさん

傷病名マスタは厚労省発表のものでしたので、

今回はBaeさんのおっしゃる通り、アトピー性皮膚炎は16歳以上が対象、というもののみ適応にしてください。

「乾癬」の削除はしなくて大丈夫です。

何度もすみませんでした。
よろしくお願いします。

#16 - 2024/12/09 18:07 - 森口 愛子
姜さん

お疲れ様です。
テンプレートの条件を表示する窓の内容ですが、非常に説明が長いため、
皮膚科特定疾患指導管理料（１）または（２）が未算定の場合に抽出する。

に変更してください。

#17 - 2024/12/10 09:16 - 孫 寅暎
- 담당자을(를) 裴 相洵에서 森口 愛子(으)로 변경되었습니다.

@森口 愛子 san 안녕하세요.
현재 템플릿 조건 표시 창의 내용은 아래와 같습니다.
죄송하지만 일본어를 못해서 아래 내용을 정리해서 알려주시면 12월 배포일에 함께 반영하겠습니다.

[

皮膚科特定疾患指導管理料（１）が未算定の場合に抽出する。

※皮膚科特定疾患指導管理料（１）は月に１回まで算定できる。

①皮膚科特定疾患指導管理料（１）とは「113000910 皮膚科特定疾患指導管理料（１）」である。

②皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定対象患者とは、

外来で、再診料1を算定している患者で、

「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=03の病名」が存在する患者で、

電子点数表の背反関連で、（同一月）の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料（１）で、背反区分が「2」又は「3」の診療行為がある患者を除いた者である。

③CNT1=再診料1の算定回数

④CNT2=皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定回数

⑤CNT3=皮膚科特定疾患指導管理料（１）が算定できない再診料1の算定回数

CTN3とは、

（1）再診料1が算定された同一算定日に、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=03の病名」が存在しない再診料1の回数。

（2）初診料を算定した日からから１ヶ月以内の再診料1の回数。

（3）入院基本料を算定してから１ヶ月以内の再診料1の回数。

入院基本料とは、「CC002M1042 入院基本料に含まれる特定疾患療養管理料」のG002である。。

CNT3=（1）+（2）+（3）

⑥CNT4=皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定可能回数

CTN1-CTN3>2の場合、CTN4=2

CTN1-CTN3=

⑦CTN4-CTN2>0の場合に抽出する。

⑧CNT5=皮膚科特定疾患指導管理料（1）の未算定回数 CTN5=CTN4-CTN2

皮膚科特定疾患指導管理料（2）が未算定の場合に抽出する。

※皮膚科特定疾患指導管理料（2）は月に1回まで算定できる。

①皮膚科特定疾患指導管理料（2）とは「113002310 皮膚科特定疾患指導管理料（2）」である。

②皮膚科特定疾患指導管理料（2）の算定対象患者とは、

外来で、再診料1を算定している患者で、

「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=04の病名」が存在する患者で、

電子点数表の背反関連で、（同一月）の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料（2）で、背反区分が「2」又は「3」の診療行為がある患者を除いた者である。

③CNT1=再診料1の算定回数

④CNT2=皮膚科特定疾患指導管理料（2）の算定回数

⑤CNT3=皮膚科特定疾患指導管理料（2）が算定できない再診料1の算定回数

CTN3とは、

（1）再診料1が算定された同一算定日に、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=04の病名」が存在しない再診料1の回数。

（2）初診料を算定した日から1ヶ月以内の再診料1の回数。

（3）入院基本料を算定してから1ヶ月以内の再診料1の回数。

入院基本料とは、「CC002M1042 入院基本料に含まれる特定疾患療養管理料」のG002である。。

CNT3=（1）+（2）+（3）

⑥CNT4=皮膚科特定疾患指導管理料（2）の算定可能回数

CTN1-CTN3>2の場合、CTN4=2

CTN1-CTN3=

⑦CTN4-CTN2>0の場合に抽出する。

⑧CNT5=皮膚科特定疾患指導管理料（2）の未算定回数 CTN5=CTN4-CTN2

]

감사합니다.

#18 - 2024/12/10 11:28 - 小門 亜優美

- 파일에 스크린샷 2024-12-10 112516.png이(가) 추가되었습니다.
- 담당자을(를) 森口 愛子에서 孫 寅暎(으)로 변경되었습니다.

孫さん

テンプレート条件を下記に記載します。

皮膚科特定疾患指導管理料（１）または（２）が未算定の場合に抽出する。
※皮膚科特定疾患指導管理料は月に１回まで算定できる。
・皮膚科特定疾患指導管理料（１）とは「113000910 皮膚科特定疾患指導管理料（１）」である。
・皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定対象患者とは、
外来で、再診料1を算定している患者で、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=03の病名」が存在する患者で、
電子点数表の背反関連で、（同一月）の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料（１）で、背反区分が「2」又は「3」の診療行為がある患者を除いた者である。

・皮膚科特定疾患指導管理料（２）とは「113002310 皮膚科特定疾患指導管理料（２）」である。
・皮膚科特定疾患指導管理料（２）の算定対象患者とは、
外来で、再診料1を算定している患者で、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=04の病名」が存在する患者で、
電子点数表の背反関連で、（同一月）の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料（２）で、背反区分が「2」又は「3」の診療行為がある患者を除いた者である。

また、当該テンプレートの条件表示のウィンドウは何度もスクロールしないといけないほど、幅が狭いので、
添付した、「特定疾患療養管理料の請求漏れ（主病名のみ）」のウィンドウのように、
一目ですべて見えるくらい広く（大きく）していただきたいです。

分からない部分があれば聞いてください。

よろしくお願いします。

#19 - 2024/12/10 15:16 - 小門 亜優美

孫さん

(1)・(2)ともに最後の文章の改行を一つ削除しました。

こちらに差し替えをお願いします。

また、スクロールしなくても良いようにするのは難しいでしょうか。

#20 - 2024/12/12 15:56 - 森口 愛子

小門 亜優美 は書きました:

孫さん テンプレート条件を下記に記載します。 皮膚科特定疾患指導管理料(1)または(2)が未算定の場合に抽出する。
※皮膚科特定疾患指導管理料は月に1回まで算定できる。・皮膚科特定疾患指導管理料(1)とは「113000910 皮膚科特定疾患指導管理料(1)」である。・皮膚科特定疾患指導管理料(1)の算定対象患者とは、
外来で、再診料1を算定している患者で、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=03の病名」が存在する患者で、
電子点数表の背反関連で、(同一月)の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料(1)で、背反区分が「2」又は「3」の診療行為がある患者を除いた者である。-----
・皮膚科特定疾患指導管理料(2)とは「113002310 皮膚科特定疾患指導管理料(2)」である。
・皮膚科特定疾患指導管理料(2)の算定対象患者とは、
外来で、再診料1を算定している患者で、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=04の病名」が存在する患者で、
電子点数表の背反関連で、(同一月)の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料(2)で、背反区分が「2」又は「3」の診療行為がある患者を除いた者である。 また、当該テンプレートの条件表示のウィンドウは何度もスクロールしないとイケないほど、幅が狭いので、添付した、「特定疾患療養管理料の請求漏れ(主病名のみ)」のウィンドウのように、
一目ですべて見えるくらい広く(大きく)していただきたいです。 分からない部分があれば聞いてください。 よろしくをお願いします。

#18のスクリーンショットを参照して、全文が見えるようにウィンドウを大きくしてください。

#19に小門さんが記載した、改行を一部修正している箇所を確認して修正してください。

このままだと見づらいです。。よろしくお願いします。

#21 - 2024/12/12 16:06 - 孫 寅暎

- 파일에 스크린샷 2024-12-12 오후 4.03.03.png이(가) 추가되었습니다.

森口 愛子 san
안녕하세요.

하단 창의 크기는 '사보 | 타 | ' 계정의 경우 전체 창의 크기가 첨부파일과 같습니다.

해당 설명부 크기를 늘리게 되면 전체 화면의 스크롤이 발생하게 됩니다.

확인 부탁드립니다.

문구 변경은 Beta 서버에 먼저 반영하고, 운영서버엔 12/14일에 반영하겠습니다.

#22 - 2024/12/12 16:10 - 小門 亜優美

- 파일에 스크린샷 2024-12-12 160900.png이(가) 추가되었습니다.

孫さん

現在私たちがBetaで確認すると添付画像のように、下に余白が空いています。

可能であれば下の余白までウィンドウを広げていただきたいです。

ちなみに、Beta環境と、お客様の環境では見え方が違うのですか？

#23 - 2024/12/12 16:28 - 孫 寅暎

- 파일에 1280_800.png이(가) 추가되었습니다.

- 파일에 1024_768.png이(가) 추가되었습니다.

안녕하세요.

ユザ所属 이 "サポート・点検者", "サポート・閲覧者" 인 경우 "[스�크린샷, 스토어 2024-12-12 오후 4.03.03.png](#)" 파일과 같이 화면이 작게 표시됩니다.

병원의 컴퓨터 사양에 따라 볼 수 있는 화면 사이즈가 다릅니다.

1024*768 해상도 일때 1024_768.png

1280*800 해상도 일때 1280_800.png

와 같습니다.

1024*768 해상도의 컴퓨터에서는 칸을 늘릴 경우 화면 전체 스크롤이 발생할 수 있습니다.

확인 부탁드립니다.

#24 - 2024/12/19 15:43 - 小門 亜優美

再度医療機関様からお問い合わせがきました。

抽出ルールID：EXT506T007 皮膚科特定疾患療養管理料の請求漏れ について

該当抽出ルールで抽出した時に、初診料を算定してから1ヶ月経っていないレセプトも抽出されてしまっている、とのこと。

該当レセプトのカルテ番号はすぐは分からない、とのことだったので現在は分からない状態です。

先生より、月をまたいでいる場合に、1ヶ月経っていないが抽出されているようです。とのこと。

例) 10/30に初めて受診し初診料を算定、「蕁麻疹」の病名を10/30に付けた

11/10に受診をし、再診料を算定している。

10/30 11/10では1ヶ月経っていないが、該当抽出ルールで抽出されてしまう

#1で記載いただいた、ルール内容に

CTN3とは、

(1) 再診料1が算定された同一算定日に、「傷病名マスターの特定疾患等対象区分=03の病名」が存在しない再診料1の回数。

(2) 初診料を算定した日から1ヶ月以内の再診料1の回数。

(3) 入院基本料を算定してから1ヶ月以内の再診料1の回数。

と記載があるので、ルールには正しく組み込まれていると思うのですが。

確認をお願いします。

#25 - 2024/12/19 17:54 - 孫 寅暎

- 담당자을(를) 孫 寅暎에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

안녕하세요. 제가 파악이 느려 죄송합니다.

(2) 初診料を算定した日から1ヶ月以内の再診料1の回数。
규칙은 CNT3을 구하기 위한 것이며,

⑥CNT4=皮膚科特定疾患指導管理料（1）の算定可能回数
CTN1-CTN3>2の場合、CTN4=2
CTN1-CTN3=
⑦CTN4-CTN2>0の場合に抽出する。

위 조건에 부합한다면 추출될 수 있을 것으로 보이는데 제가 잘 못 파악한 걸까요?

혹시 어느 고객인지와 진료연월 등 어떤 건인지 확인 할 수 있으면 다시 파악해보도록 하겠습니다.

#26 - 2024/12/20 10:11 - 小門 亜優美

- 상태을(를) フィールドバック에서 解決(으)로 변경되었습니다.

- 진척도를(를) 0에서 100(으)로 변경되었습니다.

孫さん

すみません。

私の方で、クリニックのレセ画面点検を確認したところ、R6.11月分のレセプトが削除されていました。

そのため正しい抽出が出来なかったようです。お騒がせしました。

回答いただき、ありがとうございました。

#27 - 2025/02/07 16:15 - 小門 亜優美

- 상태을(를) 解決에서 終了(으)로 변경되었습니다.

파일			
picture178-1.png	79.604 KB	2024/11/25	裴 相洵
스크린샷 2024-12-10 112516.png	54.627 KB	2024/12/10	小門 亜優美
스�크린샷 2024-12-12 04.03.03.png	390.784 KB	2024/12/12	孫 寅暎
스크린샷 2024-12-12 160900.png	59.479 KB	2024/12/12	小門 亜優美

1280_800.png	375.928 KB	2024/12/12	孫 寅暎
1024_768.png	437.786 KB	2024/12/12	孫 寅暎